

令和 7 年第 1 回臨時会

高森町議会 1 月臨時会会議録

令和 7 年 1 月 2 1 日開会

高 森 町 議 会

1 月 2 1 日 (火)
(第 1 日)

令和7年第1回高森町議会定例会（第1号）

令和7年1月21日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

5 番 甲斐 節男 君

6 番 後藤 巖 君

日程第 2 会期の決定

（1）会 期（1日間）

自 令和7年1月21日

至 令和7年1月21日

（2）会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
1月21日（火）	本会議	議案審議

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 1 号 財産の取得について

日程第 5 議案第 2 号 高森町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第 6 議案第 3 号 高森町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

日程第 7 議案第 4 号 高森町簡易水道事業基金条例の一部改正について

日程第 8 議案第 5 号 令和6年度高森町一般会計補正予算について

日程第 9 議案第 6 号 令和6年度高森町介護保険特別会計補正予算について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番 白石 豊和 君

2 番 武田 栄喜 君

3 番 児玉 幸之助 君

4 番 佐藤 武文 君

5 番 甲斐 節男 君

6 番 後藤 巖 君

7 番 牛嶋 津世志 君
9 番 本田 生一 君

8 番 後藤 三治 君
10 番 佐伯 金也 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(15名)

町 長	草村 大成 君	教 育 長	古庄 泰則 君
総 務 課 長	岩下 徹 君	税 務 課 長	眞原 友紀 君
健康推進課長	津留 大輔 君	農林政策課長	芹口 孝直 君
住民福祉課長	石田 昌司 君	生活環境課長	二子石 誠 君
政策推進課長兼TPC事務局長	岩下 雅広 君		
教育委員会事務局長	村上 純一 君	建 設 課 長	住吉 勝徳 君
建設課審議員	高崎 康誌 君	総務課課長補佐	植田 雄亮 君
財 政 係 長	児玉 明 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	緒方 久哉 君	議会事務局係長	久保田 一也君
--------	---------	---------	---------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）おはようございます。

会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）おはようございます。改めまして、議員の皆様、町民の皆様、新年あけましておめでとうございます。

本日は、令和7年高森町議会第1回臨時会を招集しましたところ、議員の各位におかれましては、公私御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

まずもって、先週の土曜日には「高森町多目的広場つくしまつもと」のオープニングイベントを開催させていただきました。来賓も県議会からも、また県の教育委員会からも、県の財産でしたので来ていただきまして、式典を行わせていただきました。議会から議長も参加をしていただきました。

これは、ふだんは、サッカーや野球、ソフトボール等をメインとするグラウンド施設として、また大規模災害発生時には車中避難等も含めた防災拠点となる施設でもあります。今回オープニングイベントとしてグラウンドゴルフ大会を計画しましたところ、小学生からお年寄りの方々まで多くの町民の方に参加していただきましたが、高森町民グラウンドに代わる施設として、引き続き多くの町民の皆様に利用していただきたいと考えているところでございます。

また、完成しました後に、例えばトイレの数だったり、もしくは今後行われる隣接した町道の工事において、同時に追加で工事を考えなければいけない所も出てくるのではないかと現在考えているところでございます。また、その際には議会には事前に御相談をさせていただきたいというふうに思います。ただ1点、せっかくあれだけきれいにしたグラウンドですので、どこの方が利用していただいても、高森のグラウンドはきちんとしていて、そしてきれいで使いやすいですねという言葉をしていただけるような整備をさらにするべきではないかなというふうに考えているところでございます。

続きまして、来る2月1日より自治体ライドシェアとして取り組む、高森町ライドシェアの実証実験を開始いたします。これは、国民の方がよくマスコミ報道で見られるライドシェアというのは、ほとんどが日本版ライドシェアでございまして、日本版ライドシェアは幾度となく説明もしてまいりましたが、例えばタクシー業者や、例えばバス業者がその自治体に複数及び数多く事業されている自治体のタクシー業者やバス業者等が主体となって実施するものが日本版ライドシェアでございます。近隣で言えば大津町・菊陽町・熊本市等はそういうかたちになるのではないかなというふうに思っております。

当町が行うものは、自治体ライドシェアでございます。これは、タクシーなどの配車ができない、バス等を自走で持てない、もしくは民間業者がバス等で営業をやっていただく時間が限られている、そういう所の地域の交通空白を解消するために、自治体が営業主となって実施する事業が自治体ライドシェアでございます。

県内では、日本版ライドシェアは熊本市に近い所だったり、熊本県熊本市だったり、高森町だけでございます。2月・3月の実証実験期間中は、新酒祭りや桜祭り等で観光客も増えてくる時期となりますので、ここで実証実験をして実装に向けた検討データを集めることに今回は意義があるというふうに今回は考えております。

続きまして、昨年元旦の能登半島地震から1年が経過していますが、まだまだ被災者の方がいらっしゃって、まだ避難されている方も多数いらっしゃいます。このように、いつ災害が起きるかわからないというところを肝に銘じているわけですが、今年も先週13日に日向灘を震源とする地震が、高森町が震度4を記録する地震でございました。町といたしましては、南海トラフ地震の臨時情報発表、つまり「南海トラフに係る地震ですよ」ということを、要は国が発表することに備えて、速やかに災害警戒本部が設置できる準備を進めておりましたが、この国が「南海トラフの地震に関与してますよ」ということを発表する臨時情報には至らなかったということでございます。阪神淡路大震災から30年でございます。今年は、さらに防災意識が国民の中で、また町民の中でも強まるのではないかなと思っているところでございます。

当然、行政といたしましては、この防災意識の向上を図るとともに、有事の際の対応についても、これ以上に万全を期すことができるような制度を考えて、また、システム等も装備すべきではないかなと考えているところでございます。

また、叙勲もたくさん県内受けられている中で、佐藤増夫前教育長が瑞宝双光章を受章されたということで、大変栄誉なことであり、佐藤教育長にお祝いを伝えたいというふうに思っているところでございます。

さて、本日の臨時会に御提案します案件は、財産の取得1件と、条例制定並びに改正が3件、補正予算2件の、合わせて6件でございます。よろしく御審議いただき御決定いただきますようお願い申し上げまして、御挨拶といたします。

○議長（牛嶋津世志君）どうもありがとうございました。

それでは、本日の出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第1回高森町議会臨時会を開会いたします。

なお、会計課長、今村親助君からは欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

これから、本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付しております議事日程のとおり行います。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（牛嶋津世志君）日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、５番、甲斐節男君、６番、後藤巖君を指名いたします。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（牛嶋津世志君）日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日１月２１日の１日にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、会期は本日１日と決定いたしました。

-----○-----

日程第３ 議案第１号 財産の取得について

○議長（牛嶋津世志君）日程第３、議案第１号、財産の取得についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。農林政策課長、芹口孝直君。

○農林政策課長（芹口孝直君）おはようございます。

議案第１号で提案いたしました財産の取得について、提案理由の御説明を申し上げます。

阿蘇高森オーガニックアグリセンターにおきまして、昨年１２月の高森町議会定例会に議案第５９号、令和６年度高森町一般会計補正予算（第６号）で、備品購入費として４トンユニック車１台、１，０００万円を計上し、御審議・御決定をいただいたところでございます。

今回、購入いたします４トンユニックの中古車両は、いすゞ自動車の２輪駆動車にハイジャッキクレーンを搭載した平成２６年式の走行距離約４万７，０００キロの中古車両となります。アグリセンター保有の農機具や機械等を安全に積載し、現地での農作業受託や牧草ロール等の生産品の運搬等を行うための車両となります。令和７年１月９日に仮契約を締結しており、その内容につきましては、物品名、４トンユニック車、中古車両１台、契約金額、９９８万円、契約の相手方、阿蘇郡高森町大字高森２１６３番地１、有限会社飯塚モータース、代表取締役、飯塚直樹氏

であります。町内業者7者による見積り入札の結果によるものでございます。

議会の議決に付するべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定されており、また地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を経る必要があることから、今回提案したものでございます。

以上、財産の取得について御説明いたしました。御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第1号、財産の取得についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第1号、財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第1号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第2号 高森町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第5 議案第3号 高森町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

日程第6 議案第4号 高森町簡易水道事業基金条例の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君）日程第4、議案第2号、高森町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、日程第5、議案第3号、高森町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、日程第6、議案第4号、高森町簡易水道事業基金条例の一部改正については関連議案でありますので、一括して議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、住吉勝徳君。

○建設課長（住吉勝徳君）おはようございます。

はじめに、議案第2号で提案いたしました、高森町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について御説明申し上げます

本提案は、水道事業の経営状況のより的確な把握や経営のさらなる健全化に努め

ることを目的に、本町の今までの簡易水道事業を令和7年4月1日より地方公営企業法の財務規定等を適用するため、地方公営企業法第2条第3項の規定により、特別会計から公営企業会計へ移行するために必要な条例を制定するものでございます。

本条例により、高森町簡易水道事業の設置、予算で定めなければならない資産の取得及び処分、会計事務の処理、業務状況説明書類の作成時期等を定め、公営企業を運営していくためのものとなります。また、本条例の制定に併せて、現在適用しております高森町簡易水道事業特別会計条例等については、附則により廃止することとしております。

本条例の制定により、近年施設の老朽化や人口減少による料金処理の減少など、経営環境は厳しさを増している中、災害等の緊急対応や各種課題の解決に向けても前進できるものと考えております。

また、先ほど御説明しましたとおり、法の財務規定等を適用することで、会計処理が大きく変わることになりますが、事業は変わることはございませんので、町民の皆様には何かしらの手続等が発生するものではないということを申し添えます。

次に、議案第3号で提案いたしました高森町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

公営企業で生じた剰余金の処分については、地方公営企業法第32条の規定により、条例の定めるところにより議会の議決を経て行わなければならないと定めております。本条例により、利益の剰余金の使途を減災積立金、利益積立金、建設改良積立金に資本剰余金をその源泉別の科目に各々定め、公営企業会計を運営していくこととなります。

最後に、議案第4号で提案いたしました高森町簡易水道事業基金条例の一部改正について、御説明申し上げます。

こちらは、簡易水道事業の特別会計から公営企業会計移行に伴い、簡易水道事業に関連する条例内の文言を高森町簡易水道事業設置等に関する条例の制定に合わせ、一部改正するものでございます。

以上、提案説明を申し上げますが、条例を制定及び改正するためには、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を経る必要があるため、今回の提案理由の説明といたします。

御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）議長から一つ訂正がございます。第3号の、高森町簡易水道事業の「剰余金」と申すところを「余剰金」というふうに申しましたので、訂正いたしておきます。剰余金の処分等に関する条例の制定でございました。失礼いたしました。

した。

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

今、建設課長から企業会計への移行ということで、説明がありましたけれども、この企業会計への移行については、総務省から随分前から指導があっていたと思うんですけども、総務省が指導するということは、この企業会計に移行しないと、何らかの不利益があるのかどうか、その点について伺いたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）建設課長、住吉勝徳君。

○建設課長（住吉勝徳君）4番、佐藤議員の御質問にお答えします。

不利益があるかということなんですけれども、総務省から度々そういう指導はあっております。総務省は、各自治体の簡易水道等の経営状況を明らかにしなさいということで総務省も言っておりますので、不利益があるかって言われるとそこまで不利益はないのかなと思いますけれども、一応総務省の各自治体の水道の経営状況を明らかにしなさいということで来ていますので、一応今回は、令和7年4月から公営企業会計に移行して、水道事業の経営をよく把握していきたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第2号、高森町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、議案第3号、高森町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、議案第4号、高森町簡易水道事業基金条例の一部改正についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

この案について、原案のとおり可決・決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第2号、高森町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、議案第3号、高森町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、議案第4号、高森町簡易水道事業基金条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第5号 令和6年度高森町一般会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第7、議案第5号、令和6年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）議案第5号で御提案いたしました令和6年度高森町一般会計補正予算（第7号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億6,172万6,000円を追加し、予算総額を94億4,541万7,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、ふるさと応援寄附金の状況に応じた増額補正及び国の補正予算の補助事業等の進捗により、予算の増額を実施するものでございます。

予算書の4ページをお開きください。地方債の補正としまして、国の補正予算において増額となりました社会資本整備総合交付金の補助裏について、補正予算債を活用するため、限度額について補正しております。

続きまして、歳入歳出の主なものについて御説明いたします。

8ページをお開きください。歳入の第15款第2項第7目、土木費国庫補助金につきまして1,140万円増額しております。こちらにつきましては、国の令和6年度補正予算の成立に伴い、追加で上森・冬野線が新たに採択されたことから、その内示額を計上しております。

続きまして、第16款県支出金、第2項県補助金につきましては、国が実施します非課税世帯等給付金事業に関するものですので、後ほど歳出で御説明を申し上げます。

第18款第1項第1目寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金の追加補正をしております。こちらにつきましては、年末大変頑張っ、どうにか昨年に近い数字というところで寄附状況等踏まえての増額となっております。

第19款第1項第1目基金繰入金につきましては、財源の調整のために、財政調整基金を579万円を追加しております。

続きまして、10ページからが歳出になります。

第2款第1項第20目ふるさと納税費につきましては、歳入で御説明申し上げました寄附金の増額補正に伴う各経費の補正となっております。

続きまして、第3款第1項第12目特別給付金費につきましては、国が実施します非課税世帯への給付金事業に関する経費として4,134万円計上いたしました。

具体的な事業といたしましては、お手元に配付しております補正予算概要書、いつも使ってる概要書の1番をお開きをお願いをしたいと思います。

住民税が非課税の世帯に対し、1世帯当たり3万円、児童1人当たり2万円を給

付するものです。今回の補正予算では、国からの臨時交付金の交付内示額を基に予算計上をいたしております。概要書は以上でございます。

また、予算書の11ページをお開きください。

第7款第2項第2目道路新設改良費につきまして、先ほど歳入でも申し上げました追加の社会資本整備交付金を活用した上森・冬野線の道路改良測量設計費として2,000万円を計上いたしております。財源としては、国からの補助金として1,140万、残りを補正予算債を活用して実施する予定といたしております。

なお、国の補正予算でございますが、今回超スピード決着で、この上森・冬野線の採択まで持ってまいりました。ただ、一方では、来年度当初で計上して過疎債をとということも考えられますが、過疎債は非常に厳しい状況というよりも、なかなかその過疎債が付かない可能性もあるということで、財政が、今回補正予算債というものを活用させていただいております。これは、高森町の歴史上で、過去財政担当された方も記憶にあまりないかと思いますが、ハード事業、道路事業での補正予算債というのは過去例が1件しか高森はございません。前原・西原線だけが道路の補正予算債でございます。ただ、この補正予算債は、非常に短い期間での積み上げが必要でありまして、担当職員の皆さんがこの非常に短い期間、補正の補正予算債、非常に短い期間で積み上げなければいけないということで、今回非常にこの協議についても頑張ってくださいました。ですので、今後、来年以降も過疎債が例えば厳しい状況であるならば、この国の補正が緊急経済対策のときの裏として、道路事業、つまりハード事業、ソフト事業の補正予算債ありますけど、ハード事業の補正予算債を活用していくことも若干率は下がりますが、やっぱり高森町としてはやっていくべきではないかなと思っておるところでございます。

以上、今回御提案いたしております補正予算について、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

2点、伺いたいと思います。今、町長が説明されましたけれども、給付金、給付金の大きなタイムスケジュール、支給までの大きなタイムスケジュールを伺いたいと思います。

それから、上森・冬野線、この概要を伺いたいと思います。よろしく願います。

○議長（牛嶋津世志君）住民福祉課長、石田昌司君。

○住民福祉課長（石田昌司君）おはようございます。4番、佐藤議員の御質問にお答えいたします。

給付金のタイムスケジュールですが、今回補正予算が通りました後に、まずはシステム改修を2月に行いまして、そこから申請書の発送をしていきたいと思っております。予定といたしましては、3月頭から町民の方に支給を始めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）建設課長、住吉勝徳君。

○建設課長（住吉勝徳君）4番、佐藤議員の御質問にお答えします。

詳細な内容といたしまして、延長は230メートルです。今回整備する延長が230メートルとなっております。で、道幅が車道3メートルの路肩1メートル、計4メートルの計画をしております。現在、その上森・冬野線が、一番狭い所で1.7メートルしかございません。これは救急車も通らないような非常に狭い道となっております。今回230メートルの測量設計業務委託で計画しております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第5号、令和6年度高森町一般会計補正予算についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第5号、令和6年度高森町一般会計補正予算について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第5号、令和6年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第6号 令和6年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第8、議案第6号、令和6年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）おはようございます。

議案第6号で御提案いたしました令和6年度高森町介護保険特別会計補正予算(第4号)につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算に62万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,152万1,000円とするものでございます。

6、7ページをお開きください。今回の補正は、介護保険法の改正に伴う電算システムの改修に必要な経費を追加するものです。

歳入では、第3款国庫支出金に補助対象となる37万9,000円を計上し、第6款繰入金に補助対象外の財源として、一般会計繰入金24万8,000円を計上しております。

歳出では、第1款総務費、1項1目一般管理費の12節委託料にシステム改修の委託料として62万7,000円を計上しております。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしました
が、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長(牛嶋津世志君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番(佐伯金也君) 10番、佐伯でございます。

いつも議会ごとに思っていることなんですけれども、これは町長が県の町村長会の副会長をされているから、これは県内の町村長会を代表してやっぱりいろんな活動をしていただきたいと思いますので、まず意見を申し上げます。

いろんな事業、国の制度事業の改正によって、いろんなシステム改修に係る費用が各自治体で発生をいたします。これが安いならいいんですよね。中のプログラムの改修であったり、変更であったりというのが。この負担が、これはたまったもんじゃない。事業費については国や県から各自治体に振り分けられますが、それに係るシステム改修費用については、おおむねこれは町が負担しないといけないというふうに私は考えております。

で、町としては現状にある制度は制度のままやっていってもらっても結構なんです。ところが、政治的にであったり政策的に国や県が、制度をどんどん変更されていく、その都度この自治体に対して、負担が生じているということです。その負担に対して、やっぱり県や国が今後その負担分についてのやはりある程度の補助もしてもらわんことには、今後システム改修に対して、自治体は負担になってくるんじゃないかなと思いますけれども、その辺について、町長からどういうふうに県内の首長さんたちお考えであるかということと、どういうふうな動きをされようというのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）今、佐伯議員から御要望というか御意見いただきました。まさにおっしゃるとおりだと思います。この非課税世帯等の給付金事業が、果たしてどれだけの実際スピード感を持った効果があるのかと。つまり、この物価高にどれだけ国民の方に対してバックアップになるのかというのも、なかなかどうかなと思うところの意見も多々、実は今熊本県内の町村会・市長会でも出ておりました。

その理由といたしましては、議員おっしゃるように、今回の事業費が4,143万で補助額が3,593万で、一般財源が541万円ということなんですね。今回のみならず、これまでも含めて、行政出身の議員の方はわかりだとは思いますが、システム改修という名のもとにかなりの割合のお金がそこで発生しているということです。

ということで、昨年、熊本県町村会から市長会にも、御意見をお聞きいたしました。今後、また来年度も実は同じような全国統一で替えなければいけない事業があります。そういうところに関して、まずは意見を出したいということで、県の町村会としては、熊本県がやはりリーダーシップをとっていただいて、国に今議員がおっしゃるようなこの一般財源で払うところにも補助が欲しいという、もっと手前の段階で、やはり熊本県がクラウド化で実施する、もしくは一つシステムを全て管理するとか、もっと抜本的なところをやはり考えていただけないか、じゃなければ、システム会社の言いなりというよりも、はっきり申し上げまして、システム会社が幾らと言えは幾らというふうになっているのが現状だと思いますので、やはりそこに県も入って、しっかり新しいシステムが、県独自のシステムが組めないのか、もしくは現在自治体が、町村バラバラでシステムを入れているわけなんですね、メーカーが。それを統一できないかと、その旗振りをやはり県がやっていただけないかというお話を今やっているところでございます。

できれば、阿蘇市町村会としても御意見をまとめたいたと実は思っていたところでございますので、阿蘇広域行政でも、例えば御意見をまとめていただく、もしくは各議会から今後の課題の一つとして御意見を出していただくというようなバックアップをいただけると、大変県の場合でも国の場合でも発言がしやすくなるのではないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯です。

ありがとうございます。今まで、長いこと議員をやってきた中において、介護保険というのは、できたときから改正・改正の、毎回それづくめでした。そのたびに、

やっぱり役場の職員あたりもその変更に対してついていくために研修会を開いたり、システム改修をしたりということで大変苦勞する。最終的に今、介護保険制度事業というのができ上っているのかと言われれば、まだ今の高齢化社会においてはまだまだ改正が必要になってくると思います。

また、それ以外についても、今、給付金を配られておりますが、そういうことについても社会情勢によってはまだまだ新たな給付制度が出てくる可能性がある。で、国や県は、その都度その給付する額については言われた額は各自治体に振り込まれるでしょう。しかしながら、それに対して自治体が動く分について、その予算の根拠というか予算の補助というのがなかなか薄い。そういうふうに日頃から思っております。

ですから、やはり政治的に政策的に、国や県がどんどん地方の国民の皆さんたちにいろんな補助や給付金をやられるのは、私たちからすればありがたいこと、それはよろしいです。しかしながら、その中間にある自治体が、それに対しての、今度は新たな経費、費用というのが生まれてきとるとするのは、やっぱり国や県に知ってもらわなきゃいかんと思います。

ですから、今後においては、いろんな給付については大歓迎ではありますけれども、システム改修等について、やっぱり県を核として、やはり自治体の負担がなるべく少なく済むようなやり方をしていただきたい。これを今のままで続けていくと、国が給付しますと言っても、それに対応しきれない自治体がもしかしたら今後出てくる可能性は私はあると思います。国が、こういう給付制度しますと言ったときに、全自治体に対応できるような財政支援というのを町長から県の町村会の役員、副会長をとるという立場からぜひともリーダーシップを振るっていただけるようお願いをして、私の意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに、関連の質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第6号、令和6年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第6号、令和6年度高森町介護保険特別会計補正予算について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第6号、令和6年度高森町介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（牛嶋津世志君）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。令和7年第1回高森町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午前10時44分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員